

認定農業者制度について

① 認定農業者制度とは…

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市が策定した「基本構想」に示された農業経営体を目指して、5年後の経営目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を市が認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです。

【支援制度】 低金利の融資制度、機械・施設の導入補助、農用地利用集積の支援など
＊ 一部の支援制度では人・農地プランの担い手と位置づけられる必要あり。

② 認定を目指す農業者は…

～ 今後も農業で頑張っていこうとする意欲ある農業者 ～

- 現在、農業を専業とし今後も更なる経営展開を目指す農業経営者
- 定年後の人生を地域農業の担い手としてがんばろうとする農業経営者
- 地域内の農用地の利用・管理を主体的に担う農業生産法人等

③ 改善する内容は…

- 経営規模の拡大（作付面積、飼養頭数、6次産業化など）
- 生産方式の合理化（機械・施設・新技術の導入など）
- 経営管理の合理化（複式簿記、経営分析など）
- 労働条件の改善（臨時雇用、休日の導入など）



4つの観点から総合的に
経営改善を図ろうとする
計画

④ 認定基準は…

- 計画が市で定める基本構想に照らして適切であること。
 - ・ 年間農業所得（5年後）が概ね450万円以上（農業収入－農業経費）
 - ・ 年間農業従事時間（5年後）2,000時間程度
- 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- 目標達成が可能な計画であること。

⑤ 認定農業者になるには…（裏面を参照）

- 農業経営改善計画認定申請書の作成（必ず北淡路農業改良普及センターの指導を受けること）
- 計画書を市役所農林振興課に提出（審査会の前月20日までに提出すること）
- 審査会による審査（年3回：7月・12月・3月）
 - ＊ 審査会は、市・農業委員会・農業協同組合・農業関係団体等で構成する。
- 審査会の結果を受け市長が認定
- 認定書を送付
 - ＊ 計画の認定期間は5年で、再認定には同様の手続きが必要となります。

問い合わせ先 : 淡路市農林水産課 TEL (0799)-64-2512

認定農業者になるには・・・

～ 申請から認定までの流れ ～

○相談の受付（窓口） 〔 申請者 ⇒ 市役所農林水産課 〕

随時

（申請に関する資料をお渡しします）

○『農業経営改善計画認定申請書』（以下、申請書）の作成 〔 申請者 〕

現状の農業経営内容等を踏まえ、必ず北淡路農業改良普及センターの普及員の指導を受け、申請書を作成すること。
計画作成に当たり、相談日を設けておりますので下記までお問い合わせください。

●北淡路農業改良普及センター
住所 淡路市志筑 1421-1
電話 0799-62-0671

○申請書の提出 〔 申請者 ⇒ 市役所農林水産課 〕

認定審査会開催月の前月20日まで（6月、11月、2月）

申請書に押印して市役所に提出（連絡先を確認）
申請者が法人の場合は、法人の定款の写しを添付すること。

○申請書の精査 〔 市担当 〕

申請書内容に関して、申請者に対する事前ヒアリングを実施する場合もあります。

○認定審査会 〔 審査員、市担当 場所：市役所 〕

年3回：7月・12月・3月上旬

審査員により、認定基準に合った計画内容が審査する。
審査員の構成
・農業委員（各地区代表）
・農業協同組合
・農業関係団体（認定農業者連絡協議会、集落営農組織連絡協議会）

○認定書の交付（結果報告） （ 市 ⇒ 申請者 ）

認定審査会の結果を受け、市長が認定農業者に認定します。
認定された方には、認定書を郵送します。

* 計画の認定期間は5年で、再認定には同様の手続きが必要となります。

- * 「農業経営改善計画認定申請書」の様式は、淡路市ホームページからダウンロードできます。
（HP アドレス <https://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/nourin/22546.html>）
- * 申請書の受付から認定まで概ね1か月程度はかかります。

認定農業者等に対する主な支援措置

経営所得安定対策	・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策） 支援対象： 認定農業者、集落営農、認定新規就農者	・ 麦・大豆等のコスト割れの補填 ・ 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 支援対象：認定農業者	・ 経営改善のための長期低利融資（農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金）。 ・ 人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担が軽減。
税制	農業経営基盤強化準備金制度 支援対象：青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等	経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。 さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。
補助金	経営体育成支援事業 支援対象：人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から賃貸借の設定等を受けた者等	融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について国庫補助。
出資	アグリビジネス投資育成株式会社（アグリ社）及び投資事業有限責任組合（LPS）による出資 支援対象：アグリ社及び一部のLPSについては、認定農業者等	農業法人投資円滑化法に基づき左記投資主体からの出資を受けることが可能。
農業者年金	農業者年金の保険料支援（特例付加年金） 支援対象：39才までに加入し、農業所得が900万円以下の青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等	月額2万円の保険料のうち1万円～4千円/月の国庫補助（最大20年）。

青年等就農計画制度について

- 新規就農者を大幅に増やし、地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため、平成26年度から、青年等就農計画制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、市町村が青年等就農計画を認定。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

1. 青年等就農計画の対象者

計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けることを希望する者

- ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人
- ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

2. 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（融資主体補助型）
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

青年等就農計画の認定の仕組み

